



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

東京都渋谷区代々木二丁目6番5号
りらいあコミュニケーションズ株式会社
(コード番号:4708 東証第一部)
代表取締役社長 中込 純
問合せ先 広報・IR室長 岩本健一郎
電話 03(5351)7200(代表)

「業務の適正を確保するための体制」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催された平成27年11月6日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」(以下、「内部統制システムの基本方針」という)を一部改定することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、主な変更箇所は下線で示しております。

記

当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとする。

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、その実効性の向上をめざして内部統制の充実を図る。本基本方針に基づき構築される内部統制システムを絶えず評価し、必要な改善を行うほか、この基本方針も環境変化に対応して不断の見直しを行い、業務の適正を確保する。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および当社関係会社の取締役および使用人が、法令や定款を含む社内規程を遵守し、企業倫理を認識して社会人としての良識と責任をもって行動する(以下「コンプライアンス」という)ために、『グループ企業行動基準』を定め、徹底を図る。
 - (2) 取締役会で選任したチーフ・コンプライアンス・オフィサー(以下「CCO」という)を委員長としたコンプライアンス委員会を開催し、当社ならびに当社関係会社のコンプライアンスに関する計画、施策の立案・導入及び監督を行なう。
 - (3) コンプライアンスや内部統制に関する意識を徹底・向上させるために、法務部や内部統制部による研修を定期的に実施する。また、社内における各種研修においても、業務知識のみならず、コンプライアンス意識を高める教育の実施に努める。
 - (4) コンプライアンス違反に関する報告・相談ルートとして、『内部通報規程』に基づきグループ企業共通の内部通報連絡先(以下、内部通報窓口)を設置し、情報の早期把握ならびに早期対応を行なう。
 - (5) 財務報告の信頼性を確保するために、社会的な信用の維持・向上に資することを「財務報告に係る内部統制の基本方針」に毎年定め、取締役会にて決議する。
 - (6) 当社は、社外監査役を含めた監査役にて構成された監査役会を設置し、取締役の業務執行の監視・監督を行なう。
 - (7) 当社の法令および定款の遵守状況について、取締役会ならびに監査役および監査役会は、法令および定款に照らし、取締役会規程並びに監査役会規程および監査役監査基準に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
当社監査部は法令および社内諸規則に基づいて使用人等の職務執行について監査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告する。監査により改善の必要があると指摘された場合は、速やかに対策を講ずる。

(8) 当社は、原則として社外取締役をおき、取締役の意思決定の適正性・妥当性の確保を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る重要な情報は、『文書管理規程』に基づき、文書又は電磁的記録により関連資料と共に保存・管理する。

(2) これらの情報は、取締役・監査役からの要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の経営リスクに的確に対応するため、『リスク・マネジメント規程』を制定し、これに基づき経営リスクに関する諸委員会を設置する。各委員会は、想定される以下の経営リスクについて、可能な限り事前に予測するとともに、リスクの軽減策を講ずる。

①営業上重要又は高額な契約の締結又は解除に関すること

②重要な労務管理又は労務紛争に関すること

③災害、事故等による被害に関すること

④ITセキュリティならびに個人情報保護および営業秘密管理等の機密情報管理に関するもの

⑤コンプライアンス違反に関すること

⑥上記以外の経営リスクに関すること

(2) 『職務分掌・職務権限規程』を制定し、各役職者のリスク対応における権限及び責任を明確化する。また『稟議規程』に基づき、リスク管理を徹底する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 重要事項について、取締役の意思決定の迅速化を図り慎重な意思決定を行なうための支援として、以下の会議を定期的で開催する。

①常勤役員会

②執行役員会

③事業部長会

(2) 職務を効率的に執行するため、各部署長には『職務分掌・職務権限規程』で規定された一定の権限を付与する。また、取締役の経営者としての職務の遂行をより効率的に行なうため、執行役員制を採用する。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社ならびに当社関係会社に適用する行動基準として『グループ企業行動基準』を定め、役員および従業員に対し徹底を図る。

(2) 「関係会社管理規程」を制定し、これに基づき当社関係会社の自律経営を原則とした上で、以下の通り、当社関係会社に対する管理を行なう。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社関係会社の重要事項については、当社に対して適時かつ適正な報告がなされるよう、必要な体制の確保を行なう。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社関係会社各社の経営者が適切な水準の内部統制の整備・運用義務の遂行を求めるとともに、当社関係会社の重要なリスクの存在を識別・測定し、これに対応するための継続的な統制を組織的に行なう。



ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するため、関係会社ごとに主管者をおく。また、関係会社の経営状況に応じ、役員の違いを行なう。

ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社関係会社の法令及び定款の遵守状況について、各社監査役ならびに当社監査部が監査を実施する。監査の結果は、当社代表取締役に報告する。必要がある場合は、適切に改善提案や改善指導を行なう。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の監査の実効性を高め、かつ監査職務が円滑に遂行されるため、その職務を補助する従業員を配置する。
- (2) 当該従業員には、監査役業務全体を補佐するにあたり必要な知識や能力を有する者を選任する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 前号の従業員への指揮命令は監査役が行なうものとし、当該従業員の考課・異動等については、監査役会の同意を得た上で行なう。
- (2) 当該従業員が、監査役からの指示の実行性を確保するための事項について、『監査役監査の実効性の確保に関する規程』に基づき定める。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役への報告体制として、以下を整備する。

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社の役員および従業員が、当社ならびに当社関係会社にかかわる重要な事項について知り得た場合、その都度常勤監査役に報告すること、および監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は事実を報告することを『監査役監査の実効性の確保に関する規程』に定めるとともに社内への浸透を図る。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の「内部通報窓口」を複数設置し、当社関係会社の役員および従業員が当社常勤監査役へ直接報告・相談できる窓口を含むものとする。または CCO や法務部長への報告・相談ルートにおいても、その受付けた内容が当社もしくは当社関係会社の不正行為又は法令違反に該当した場合には、速やかに当社常勤監査役に報告することを『内部通報規程』に定めるとともに、社内への浸透を図る。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 上記の通報を行なった者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない事を『内部通報規程』に定める。また、子会社においても同様の対応がなされるよう適切な指導を行なう。

10. 当社の監査役等の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針については、会社法の規定に従い制定した『監査役監査の実効性の確保に関する規程』に基づき適切に対応する。



11. その他当社監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 監査役あるいは監査役会は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握できるよう以下の権限を保持するものとする。

- ① 監査役が、いつでも必要に応じて役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができる権限
- ② 監査役が、いつでも必要に応じて常勤役員会、執行役員会及びその他重要な会議に出席できる権限
- ③ 監査役会が必要に応じて、弁護士、会計士等を起用し、監査業務に関する助言を受ける権限
- ④ 監査役が、会計監査人との両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることに関する権限

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

「グループ企業行動基準」に基づき、反社会的勢力排除に向け、役員および従業員に対して以下の周知・徹底を行なう。

- (1) 総会屋、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭解決を図ることなく毅然とした態度で対応する。
- (2) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある取引先とは、一切取引しない。

以上